

監査公表第 13 号（令和 2 年 5 月 15 日、県公報第 102 号登載）
県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果に基づく措置通知
（令和元年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査の結果（令和元年 11 月 11 日 1 監総第 216 号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 2 年 5 月 15 日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	行 正 晴 實
同	世 利 洋 介
同	長 裕 海

2 県土総第 1 7 8 号
令和 2 年 4 月 2 1 日

福岡県監査委員	藤	山	泰	三	様
同	行	正	晴	實	様
同	世	利	洋	介	様
同	長		裕	海	様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

令和元年 1 1 月 1 1 日 1 監総第 2 1 6 号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、
別紙のとおり、通知します。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部 苅田港務所	平成 30 年及び平成 31 年の 3 月分の苅田港港湾施設使用料及び苅田港埠頭施設使用料は、それぞれ 3 月に調定しなければならなかったが、4 月に遅れて調定していたため、収入の会計年度を誤っていた。	<p>荷役や天候等の状況により、事前に使用期間を把握することが困難な場合の使用料を徴収する手続を定めていなかったため、令和元年 6 月に、福岡県港湾施設管理条例の施行に係る事務処理要綱（福岡県港湾施設管理事務処理要綱）を新たに定めた。</p> <p>今後は、この要綱に基づき、事前に使用期間を把握することが困難な場合に限り、実績が確定した月の翌月に一括して事後に入出港の届出や施設使用承認申請を行うことを認め、これに合わせて調定することとした。また、3 月分の使用料は、納入通知書を発行した日の属する年度を収入の会計年度とすることとした。</p>

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	<p>資金前渡により支払われた負担金（講習会受講料）は、旅行完了日の翌日から起算して5日以内に精算しなければならなかったが、その期限までに精算を行っていなかった。</p>	<p>会計担当者は、資金前渡の事務処理の都度、資金前渡職員に対して、精算期限の説明を徹底することとした。</p> <p>また、同担当者は部内共通のチェックシートに精算期限を記入し、出納員はその写しを精算が完了するまで保管するとともに、期限内の精算を徹底することとした。</p>
県土整備部	<p>揚水機、OA チェア及び格納箱の3点の備品については、所在が不明となっており、その管理及び処分が適正に行われていなかった。</p>	<p>物品担当者及び係長は、毎年度、備品管理一覧表と現物の照合を行い、備品の管理状況を確認することとした。また、使用できなくなった備品については、その都度、返納及び処分手続きを確実に行うこととした。</p> <p>さらに、持ち出し可能な備品については、物品利用管理簿を定期的に確認し、貸出し等の管理を徹底することとした。</p>